

解読文・読み下し文・現代語意識

①

【解読文】

一札之事
其許儀不熟二付、此度双方
相談候上、離縁致候上者、向後何方江
縁付候共、我等方二而一切差構無御座候、
為後日一札、仍如件

慶應三卯年

正之助(爪印)

四月六日

登々の

【読み下し文】

一札の事

其許儀不熟二付、此度双方

相談候上、離縁致し候上者、向後何方江

縁付き候共、我等方二而一切差し構い御座無く候、

後日の為一札、仍って件の如し

慶應三卯年

正之助

四月六日

登々の

【現代語 意識】

あなたについて、不都合があるため、このたび双方で相談の上、離縁いたします。「〜候上者〜」と文章は続くが、読みやすくなるため切った。

については、今後二二へ縁付くにあたって、我等にて一切差し構うようなことはありません。

後日のため、一札を差し出します。

※「」の中は、意味を補った内容です。

②

【解読文】

為取替申一札之事
一、私義、去ル文政五年年中貴殿養女おさよ
方へつま養子二罷越候処、家内不熟二付、
此度傳六殿・才治郎殿御兩人御立入被下、双方
納得之上離別二相成、離別状別紙二遣し申候、
然ル上者、右一件二付以来故障之義ハ勿論、一切
申分無之候、依而是迄之通り睦間敷御突合
可申候、為後日之扱人連印為取替一札、如件

文政七申年

七月

扱人 傳六印
同 才治郎印

高砂屋金石衛門殿

【読み下し文】

取り替わせ申す一札の事

一、私義、去ル文政五年年中、貴殿養女おさよ

方へつま養子二罷り越し候処、家内不熟二付、

此度傳六殿・才治郎殿御兩人御立入り下され、双方

納得の上離別二相成り、離別状別紙二遣わし申し候、

然ル上は、右一件二付以来故障の義ハ勿論、一切

申し分これ無く候、依って是迄の通り睦まじく御突

き合ひ

申すべく候、後日のため扱人連印、取り替わせ一札、

件の如し

(後略)

【現代語 意識】

取り交わし申します一札の事

一、私、去る文政五年年中、あなたの養女おさよ方へ、「縁付きまして」養子に入っております。ところが、家内に不都合があり、このたび傳六殿・才治郎殿の兩人が「仲介に」御立ち入り下され、双方納得の上、離別となり、別紙のおり離別状を遣わし申し上げました。

については、右の一件につきまして、今後差し障りの事は勿論、一切「我等からの」申し分はありません。よって、「双方」是迄の通り睦まじくお付き合いいたします。

後日のため、扱人の連印を取り交わしました一札を差出します。

※「」の中は、意味を補った内容です。